

霧島市条例第17号
平成30年2月22日

霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年霧島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「省令第140条の66第1号イ(3)(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主任介護支援専門員」を「介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。